

# 火花

第 63 号

1986, 11

# 火花

第 63 号

共産主義者同盟（火花）

◎ 戦争と革命の歴史的考察

P  
10

◎ 軍事的、警察的専制の強化とどう闘うか

P  
7

◎ 社共、日弁連となぜ手を切らねばならないのか

P  
4

◎ プロレタリアートの階級闘争と国家秘密法案

P  
1

Ⅰ ブルジョア（帝国主義）国家と国家秘密

① ブルジョア国家は賃金奴隷制を維持する道具であり、プロレタリア・非プロレタリア勤労大衆を支配し抑圧する道具である。その主要な権力は暴力装置、すなわち軍隊、警察にある。ブルジョア国家が「国家秘密」の保護のための法律を必要とするのは、この国家権力による支配と抑圧を堅持し、より、やりやすくするためである。それゆえ、なにが国家秘密かを決めるのはブルジョア自身である。

② 資本主義の帝国主義段階は、労働力、資源、市場その他の収奪をめぐる再分割の時代である。この時代の国家の特徴は、機構全体が肥大化し、戦争国家化していることにある。ブルジョア国家

は、これにもとづいて、国家秘密の領域、情報の独占管理の領域も拡大している。情報技術の発展、メディアのマス化がそれに利用されている。

③ 現在の日本国はブルジョア国家であり、帝国主義国家である。したがって、軍事・治安を軸に国家秘密保護のための種々の法律を設けている。すなわち、刑法の外患の罰、国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法、電波法、出入国管理法、安保にもとづく刑事特別法、日米相互防衛援助協定に併り秘密保護法などである。

④ プロレタリアートはブルジョア国家機構を破壊し、プロレタリアを樹立しなければならぬ。その際、安保などの帝国主義条約やプロレタリア・非プロレタリア勤労大衆を支配、抑圧するために情報を独占する法律のすべてを廃棄することが任務である。と同時に、種々の法のもとで独占されてきた情報や秘密条約を公表するであろう。

⑤ もとより、現在のわれわれにあっても、階級闘争の中で、ブルジョアが国家秘密として露骨に暴露することが求められている。これが、ブルジョア国家権力と対峙する革命党の特別の活動を要求することはいうまでもない。

Ⅱ 法案とそれに対する闘い

⑥ 七〇年代に入って以降、とりわけ近年、帝国主義列強による勢力範囲、利益、植民地その他の再分割をめぐる争いが拡大している。ただし、国際ブルジョアは、現在のところ、プロレタリアート・人民への反革命および対ソの政治・軍事を前面に押し出している。日米防衛協力指針（七八年）を契機とする米・日・韓軍事一体化は、ポスト・インドシナを朝鮮において国際ブルジョアの「軍事戦略」の再編である。それはまた、日帝による拡大した権益（主として資本輸出の増大にもとづいている）を防衛するための軍拡の反映である。

⑦ 日帝国家における有事立法策動や、国家秘密法案は、これに対応する形で法律上の整備をめざすものである。現在、提出されている国家秘密に関する法案は、軍事・外交に属する重要な情報の独占をいっそう促進することを直接に狙っている。国家秘密の対象は、自衛隊の行動計画や部隊編成、暗号、施設の構造、装備の構造・性能、装備品などの製作、保管、修理の技術や実施計画などあらゆる事項におよんでいる。外交上では外交方針や外交内容、暗号・情報などがあげられる。（ここで対象としているのは第三次法案である「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」とその修正案、つまり「防衛秘密に係るスパイ行為防止法案」である）

⑧ こうして法案は、軍事・外交上では政府の公表する情報以外人々がなにも知ることをできなくするものである。その上で、知ろうとすることを犯罪として規定している。国家秘密法に関する裁判は、「秘密を公開しなくても処罰できる」としている。つまり、秘密裁判で重罰を課することができるようにしているのである。

⑨ ブルジョア国家のもとでは、あらゆる法律は国家への忠誠や排外主義の思想に貫かれていること、治安立法の側面をもつことが不可避である。すでに、自民党政府は、安全保障会議の発足や内閣官房の再編をとりして軍事的・警察的専制を強化してきている。とくに、警察の分野での強化はさまざま、東京サミットの首都警戒体制を全国に拡大する方向が登場している。具体的には「五・七通達」（「過激派を断根根絶せよ」と題するもので警察総合力の発揮）⑩過激派追求のための専従体制の強化 ⑪管内実態把握の徹底 ⑫国民規模の協力の確保、などを内容とするものを、全国都道府県警に発している。防衛二法改定、刑法改定（保安処分）、拘禁二法、そして国家秘密法などは、このような現実の法律的表現を含んでいる。

⑩ 保安処分、拘禁二法などとの比較で見れば、国家秘密法の特徴は、国家への忠誠、排外主義思想や治安弾圧をより一般化して提起していることである。法案は「外国に通報する目的をもって……云々」（第四条、五条）となっている。これでいくと、プロレタリアートの国境をこえた活動はどのようなものであれ、それ自体が犯罪の対象となる。さらに、在日外国人の動向はより露骨に管理・監視の対象とされる。（在日外国人、とりわけ朝鮮人は外登法、入管法のもとで治安の対象とされてきたが、国家秘密法は、外国人

を見たらスパイと疑え」という形で排外主義を煽動し、日本人全体に管理、監視をになわそうとするものである。また、軍事産業労働者や反軍・反基地の運動への参加者に対する監視・弾圧が強化されるのも不可避である。

⑪ 以上からして、国家秘密法案に反対する活動において、プロレタリアートは次のことを原則としなければならない。それは、国

家秘密法を軍拡や種々の反動法と一体のものとしてあることをふまえ、それらに反対する運動全体の矛先を軍事的警察的専制との闘いに向け、プロレタリアートの階級闘争の自由を防衛し、拡大するために活動することである。その際、日常的な監視と弾圧に対抗して運動を防衛するためには非合法組織が必要なことは論じるまでもない。



## 社共、日弁連となぜ 手を切らねばならないのか

いったん廃案になった国家秘密法が再上程されようとしている。この再上程にいたる過程は、社共、日弁連の日和見主義をあますところなく露呈した。それは、プロレタリアートがなぜ彼らと手を切らねばならないかをしめすかっこうの材料の一つである。

### I

昨年六月、自民党政府は「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（いわゆる「国家秘密法」第三次案）を国会（第一〇二回）に上程した。そして次期国会（第一〇三回）での成立を

もくろんでいた。しかし、それに対し広範な反対運動が起った。反対運動に決起したのは、多くの労働者・勤労大衆である。ただし、反対運動の先頭にたつたのはプロレタリアートの代表ではなく、社共、日弁連などブルジョア自由主義派、小ブルジョアジーの代表である。社共、日弁連などが国家秘密法に反対しておおさわぎしたのは、法案が彼らの政治上の活動基盤であるブルジョアの自由や小市民生活への国家統制を含んでいたからである。

法案が提出されると、日弁連（日本弁護士連合会）、日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、日本書店組合連合など法曹マスコミ関係の反対決議や声明が相ついで。彼らの反対理由は「（国家秘密法は）憲法によって保障されている言論、報道、出版等の自由を奪うというものである」という点にある。これは社共の主張でもあった。

もちろん、こうした立場はプロレタリアートのものではない。彼らにとって言論・報道・出版の自由とはブルジョアジーがマスメディアを独占し、プロレタリアートの側には手工業的手段しかない（しかも、少しでも革命性をおびてくれれば警察権力で弾圧される）という中で形式でしかない。憲法に代表されるブルジョア民主主義とは、生産および生産手段の独占者と資本家の富を増やすために労働力商品を切り売りするしかない労働者とを「平等」として取りあつかうものであり、賃金奴隷制を維持し、労働者・勤労者大衆に対するブルジョアジーの支配・抑圧を隠蔽するものである。

だが、革命党の建設に立ち遅れつつづけているプロレタリアートは、

こうした階級的立場をふまえて、国家秘密法を暴露し、法案反対闘争を位置づけることができなかつた。このことこそ、国家秘密法に対する反対運動のヘゲモニーを、プロレタリアートがブルジョア自由主義者や小ブルジョアジーの代表（社共・日弁連）にゆずりわたすことになつた根拠である。

もともと、法案は国会への「上程」審議「採択」という過程をとる。このことは、プロレタリアートが自分の代表を国会に送り込んでいない以上、法案をめぐる闘いをプロレタリアートの階級闘争全体の利益にもとづいて統制するのを困難にしている。逆に議会主義の社共には法案反対運動を国会論議の枠内に封じ込めることが容易である。

法案上程後の反対運動でヘゲモニーを握つた社共・日弁連は、反対運動を「議会」での争いに封じ込めた。このことは、反対派の論調が法案そのものから個々の条文をめぐる争いに転化していくことになる。

社共・日弁連の次のような反対論調が、マスコミ、労組をつうじて宣伝された。「スパイの規定があいまいである」「スパイ事件は一九五四年から八一年までのあいだに計一三件のみであり、いづれもわが国の安全とじかにかかわる事件と考えられない」「一般業務で秘密を過失でもらした場合も犯罪とするのはおかしい」「重罰主義」そして結論として、「国民の知る権利と表現する権利を奪い、国民主権と民主主義を破壊するものである」と主張した。

反対運動を社共・日弁連がこのような議論の枠の中に封じ込めたことは、自民党をおおいに助けることとなつた。というのも、「国家秘密を守るのは当然である」という土俵の上での議論、修正とい

ふ煽動を行つてきた。これらのことを考慮すれば、プロレタリアートにはどのような国家からのスパイ行為に対してであれ、「現在の日本国家とその秘密」を守る義務のないことを強調しなければならぬ。

がともかく、社共・日弁連の日本国家への忠誠に助けられた自民党は、国家防衛を全面に出した煽動を強化した。彼らは「仮にスパイ防止法により取材活動や報道の自由が制限を受けることになつても、それは国家の安全を確保するために受任されるべき必要最小限度の制約であり……」（自民党政務調査会「スパイ防止法にたいする一問一答」と断言した。また在日外国人、とりわけ朝鮮人に対する監視・管理の強化を射程においた排外主義煽動を強めた。

そうしておいて、一方で社共・日弁連、マスコミからの反対意見をとりこんだ修正案を準備していった。社共・日弁連はなすすべもなかつた。

### III

八六年五月、自民党政府は「国家秘密法に係るスパイ行為の防止に関する法律案に対する修正案」なる修正案を発表した。主要な修正点は①「国家秘密」という表現をすべて「防衛秘密」におきかえたこと ②「不当な方法」という表現をすべて「防衛秘密」におきかえたこと ③「無期」のみという極刑を規定した罰則の削除 ④一般業務によつて知つた秘密を過失で漏らした場合の罰則規定を削除 ⑤出版・報道業務上の公益目的の秘密公表を処罰対象から削除したことなどである。これから明らかのように、先にみた社共・日弁連の批判点はほとんどが修正案にとりこまれていた。

うことが攻防の焦点になつたからである。

### II

自民党が試金石として提起したのは「現在の日本国家とその国家秘密は守らねばならないか否か」ということである。これに対し、社共・日弁連は「スパイに対してはすでにある秘密法でまにあふ」と主張した。その中で日共は国家秘密法に「日米軍事同盟体制国家づくりの突破口」という位置づけを与え、独自性を強調した。だが「国家秘密を守る必要性」を認める点ではなんらかわらない。つまり、「国家とその秘密を守らねばならない」という点では、社共・日弁連のあいだに本質的な違いはなかつたのである。

いうまでもなく、現在の日本国家とはブルジョア国家であり、帝国主義国家である。この国家はブルジョアジーがプロレタリア、非プロレタリア勤労大衆を支配・抑圧する道具であり、他民族を抑圧し、反革命を行う道具である。そこでの国家秘密とはかかる支配・抑圧・反革命を隠蔽し、あるいはより大規模に行うためのものである。したがって、プロレタリアートにとっては、「現在の日本国家とその秘密」を守らねばならないどのような理由もないのである。

スパイについていえば、われわれはその階級的性格と政治目的を具体的に分析することが必要であり、スパイ一般として問題をたてることができないと考える。すでに国家秘密法上程に先行して「スパイ防止法国民会議」（七九年二月）、「日本を守る国民会議」（八一年一〇月）、「スパイ防止法促進議員・有識者懇話会」（八四年四月）などが勝共連合、生長の家、神社本庁や岸信介のような有名な反共主義者によつて結成され「住民に国家への忠誠」を要求す

にもかかわらず、法案の階級性や狙いは何一つかわっていない。つまり①軍事・外交の情報の独占と管理 ②政治的自由の圧迫 ③排外主義の煽動、といった第三次法案の内容は修正案にもそのまま引きつがれている。

自民党はこの修正案をもつて、ブルジョア自由主義者の多くを満足させることに成功した。七月二三日の記者会見で、中曽根は廃案となつている国家秘密法を「次期国会に再上程する」との方針を明らかにした。九月一八日には、自民党の「スパイ防止法制定特別委員会」と「スパイ防止のための法律制定促進議員・有識者懇話会」が合同会議をもち、「防衛秘密に係るスパイ行為防止法案」へと名称変更した国家秘密法案の再上程を確認している。

これに対し、社共・日弁連は一応反対を表明している。しかし、それは、彼らの反対意見のほとんどが修正案にとりこまれていたことから弱々しいものである。むしろ、それは国家秘密法反対運動の先頭にプロレタリアートの代表が登場するのを恐れてのものである。

国家秘密法反対運動でも、今やプロレタリアートは社共・日弁連にいささかも幻想をもつてはならないことがはつきりした。プロレタリアートは、社共・日弁連と完全に手を切り、運動の先頭にたつことを、どんなに急いでも急ぎすぎることにはならない。プロレタリアートに求められているのは、プロレタリア革命運動全体の利益に従属させてとりあつかひ、プロレタリアートを真に代表する革命党の建設をおし進めることである。

## 軍事的・警察的専制の強化とどう闘うか

つぎの文書はプロレタリア行動委(準)が一〇月十九日(大阪)に組織した「警察・官僚の支配と対決しプロレタリア革命を準備しよう」と題する政治集会の基調全文である。ただし、スローガンについては省略する。なお、掲載にあたってのタイトルは編集部の手でつけたものである。

### ⅠⅠⅠ

世界は激動し、疑いなく国際階級闘争は前進している。

南朝鮮プロレタリアート・人民の反米・反日・反独裁闘争の発展、全土の12%を解放しているフィリピン共産党・NPAの闘いの発展、パレスチナ人民の武装闘争の堅持、南ア反アパルトヘイト闘争の革命を目指す闘いへの発展、ニカラグア・エルサルバドルの共産主義獲得への闘い、戒厳令下での非合法党を建設しつつあるチリ人

を浮きだたせ、これに対抗する国際プロレタリアート・人民の武装を促進している。

### ⅠⅡⅠ

日本帝国主義は、その寄生性を増大させ、ますます腐朽化している。

この現実に対し、日帝ブルジョアジーは直接投資、「借款」を通じて海外からの収奪を強化するとともに、「民活」等によって腐朽化を回避せんとしているものの、帝国主義の発展そのものが不可避免的に生み出す以上、この回避は出来ない。

日帝ブルジョアジーは、なによりもこの事をよく承知しており、続発する在外公館への爆破・デモ・脅迫に象徴される(9カ月で九六件)国際階級闘争への直面という事態に対し、ブルジョア国家機構の強化を急いでいる。

日帝ブルジョアジーはこれらの事態に対する直接的対処を始め、反日闘争の広がり・深化に対して海外権益を維持するための武力行使に日帝軍の政治的・軍事的強化に躍起となり、彼ら自身の立ち遅れを取り戻すために、改憲策動・軍備増強・米日三軍統合演習等を矢継早に行っている。

同時に、国内階級闘争を抑圧するために、①労働貴族の養成、労働者上層部の買収、②排外主義・民族意識の押し出しによる基盤形

民に闘いなど、帝国主義の支配の深化に照応し、これとの闘いもまた発展し、帝国主義からの解放に向けて突き進んでいる。

こうした国際階級闘争の発展に直面し、各国帝国主義は利害の対立を内包しつつ、「共同」で、国際階級闘争の弾圧・武力制覇を押し進めざるを得なくなっている。

東京サミット「反テロ」宣言は、国際帝国主義がより鮮明にプロレタリアートの階級闘争・解放闘争に敵対することを宣言した。ロシア爆撃カラチ空港銃撃戦等はこうした現実を物質化したものである。

だが、各国帝国主義間の利害対立はますます激化し、経済的危機の進行を解決できないでいる。また帝国主義の「共同」反革命は、プロレタリアートの同質性を普遍的に獲得させている。

各国帝国主義は、階級闘争にたいする武力行使であることを隠蔽するために「反テロリズム」キャンペーンを行なっているものの、L I Wを筆頭とする武力行使は、ますます帝国主義自らのテロ行為

成、それでも成功せず、③プロレタリアート・人民に対するむきだしの弾圧・武装抑圧等を行っている。

ブルジョアジーはこうした彼らの方針を貫徹するために内閣情報処理室をはじめとするブルジョア司令部建設を急いでいる。この下に、国家秘密法制定策動、入管体制強化、刑法・監獄法改悪、裁判の統制等を行っている。

日帝ブルジョアジーの攻撃は、国際国内階級闘争の発展という現実に根拠をおいているものであり、われわれはこれに対し、

- ① できるだけ緊密な国際共同行動・政治決起の組織化
  - ② プロレタリアートの政治的自由の大衆的な力による拡大、政治警察・機動隊・右翼等の武装と闘うためのプロレタリアート・人民の武装の発展
  - ③ 帝国主義の矛盾の深化に照応して噴出している社会運動・反対運動を個別的・地方的・分散的現状から発展させ、ブルジョア国家機構破壊に向けた単一の革命的な政治闘争へと構築していくこと
  - ④ プロレタリア革命政府樹立に向けた運動の統一と発展のための論戦と共同行動の発展
- 等を任務とし、実現していかなければならない。

すべての労働者・学生のみならず！

今秋、日帝ブルジョアジーはその治安弾圧体制の強化、強制大衆動員、街頭制圧、排外主義の鼓吹を狙って、京都奉祝式典・パレードを強行しようとしている。

右翼もこれと結びついて、武装を物質化しようとしている。

また、三里塚においても、大量の機動隊の常駐、用水による分断攻撃をかけてきている。政治的に勝利することのできないブルジョアジーは、ブルジョア法さえ無視し、機動隊の武力制圧によって二期着工を強行しつつある。

こうしたブルジョアジーの焦り、むき出しの暴力の発展は、広範な反弾圧の気運や闘いを拡大しつつ、プロレタリアートとブルジョアジーの非和解性をますます鮮明にし、プロレタリアートが武装して闘う条件を拡大している。

こうした闘いを発展させ、権力・機動隊に対して、組織された政治行動として、今秋、10・26三里塚現地闘争、11・9京都対奉祝式典・パレード、国家秘密法制定策動粉碎の闘いに決起しよう！

### 戦争と革命の歴史的考察

- I 経済と戦争と軍隊
- II 民族主義と敗戦主義
- III 戦争に対するレーニンの態度
- IV 「帝國主義戦争を内乱に転化せよ」について (以上第五三号)
- V 一九〇五年革命と一九一七年革命 (以上第五六号)
- V 一九〇五年革命と一九一七年革命 (以上第五七号)
- VI 講和と内戦と革命戦争 (以上第五九号)
- VI 講和と内戦と革命戦争 (以上第六〇号)
- VII 赤軍の建設 (以上第六二号)
- VII 赤軍の建設 (本号)

## 5 単一軍事理論とコミンテルン赤軍

### ① フルンゼ「労働赤軍の再組織化」について

まず、第一〇二回大会（二二年三月）で「資料」として配布されたエム・フルンゼらの「労働赤軍の再組織化」をみていこう。

「今後、国際情勢がいかに複雑になったとしても、次のただ一つのことは疑いない。すなわち、将来、われわれが戦争する場合、その敵となるのは……多かれ少なかれ、シヨビニストの傾向のある（したがって、多かれ少なかれ、プロレタリアートの独裁には敵対的である）、堅忍不拔の、固く団結した、高い教育のある、そして、あらゆる最新式の強力な武器によって十分に武装した、帝国主義の軍隊である。……今日の編制状態のままでは、赤軍は、強力な帝国主義軍隊にはまったく対抗できない。そのため、労働政権の前途には、赤軍を再組織し、最新式の帝国主義軍隊にも優るとも劣らないようにするという直接的課題が、まぢかまえているのである（一）

内戦と干渉戦争に対する勝利によって、帝国主義とソビエト政権との間に一種の「並存」状態が生れていた。しかし、「並存」が普遍的なものでないことは明らかであった。プロレタリアートの側からみれば「並存」は、革命運動がソビエトロシアの防衛はなしとげが資本主義・帝国主義を全世界から一掃するほどには発展してない反映であった。国際帝国主義との新たな闘いは不可避であり、軍事対決も不可避であった。フルンゼらがこのことを問題にしている限りでは問題ではない。

ここにおいて、一国的に勝利したプロレタリアートが、その軍事

則を定立することが可能となりえようか。それは、マルクス主義の助けをかりて建築の理論を創造することや、獣医学の教程を書くことが不可能なように不可能である（二）

トロツキーが、単一軍事理論を形成しようという意見を批判して「戦争は実践的な技術であり、技能である」という時、それはまったく正しい。戦争が別の手段をもってする政治の継続であり、別の手段とは軍事技術のことである。

軍事技術はそれが技術である以上、一般的ではなく、具体的な条件を考慮してとりあげるべきである。したがって、自国の経験からだけでなく、他国の、さらにはブルジョア軍隊からさえ技術上で学ぶ必要がある。単一の軍事理論を主張することは、一つのドグマをつくることで、あらゆる方面からの戦争技術に対する研究を抑圧する可能性をもっている。

とまれ、フルンゼらが「単一のプロレタリア軍事理論」の内容として展開したのはどういふものか。それは、終結した内戦を積極的な革命戦争の国境外への延長として新しい形で継続しようとする「攻勢理論」である。そして、それを労働者・農民の階級性と機動戦という立場から展開した。

「赤軍の戦術は、大胆不敵な精神にもとづく積極性に貫かされてきたし、これからもそうであるべきである。このことは労働者農民の軍隊という階級的な性格に由来すると同時に、軍事技術の要求とも一致する」「防衛戦は、政治的理由からも、軍事的理由からも望ましいものではない。つまりソビエトの要塞化は無意味である。そこで結論として『わが軍は大きなスケールの機動戦の精神によって準備され、教育されるべきだ』というわけであった（三）

力を他国の革命運動を援助するためにつかうこと、そのための準備をすることは義務である。ただし、それは勝利した国での「社会主義」建設と相互規定的である。これは、赤軍建設にも貫かれない。フルンゼらが、かかる相互関係をみていないのはその欠陥をしめすものである。

次に検討しておかねばならないのは、フルンゼらが赤軍の強化を保障する際に求めた「単一の軍事理論」である。

「赤軍に最大の力を保障する基本的条件の一つは、たんに政治的イデオロギーの共通性によるだけでなく、共和国の前途にひかえる軍事的課題の性格、その解決方法、軍隊の軍事的課題の性格、その解決方法、軍隊の軍事的教育方法についての見解の一致によって、しっかりと結合した単一の有機体へと赤軍を転換することである（四）」「全体として、マルクス主義理論の一般的基礎の上で整然とした体系（単一のプロレタリア軍事理論—プロレタリア的軍事科学論）を形成しているこの単一性は、わが国の軍事教育計画および軍の管理および指導の確実な基礎となろう（五）

彼らは、「赤軍に最大の力を保障する基本的条件の一つは」政治的イデオロギーの共通性によってだけでなく、軍事上の見解をも一致することにあるとする。そして、軍事的見解の一致のために「単一のプロレタリア軍事理論」を形成しなければならぬという。これに対して正面から批判したのはトロツキーである。

「マルクス主義は歴史社会の科学の方法である。戦争の『科学』などありえない。戦争が関係する多くの科学は存在する。しかし、戦争それ自体は『科学』ではない。戦争は実践的な技術であり、技能である。どうしてマルクス主義の助けをかりて、軍事技術の諸原

これに対して、トハチエフスキー以外の「専門家」出身の軍人のすべて（トロツキーを含む）が反対したといわれる。それは次の理由による。

たしかに革命は攻勢的であり、勝利は軍事的攻勢によって確保されるものである。同時に、技術的にみれば、攻勢（機動戦）と防衛は不可分に結びついている。どちらに重点を置くかはその時々々の条件に規定される。したがって、軍事上において、防衛戦がブルジョア的であり、攻勢（機動戦）がプロレタリア的と規定するのは誤りである。

この軍事論争は、単一の軍事理論派がそれ以上展開しなかったこととせりすほみの形となった。そして、帝国主義軍隊との国際的対決を射程に入れた赤軍の再編という問題は曖昧なまま残されていた。

### ② トハチエフスキー

トハチエフスキーも基本的には「単一の軍事理論」派であった。トハチエフスキーは、二〇〇年七月のジュノブエフ（コミンテルン議長）への書簡で「共産主義インターナショナルは、軍事的見地からも、来るべき国内戦のために、世界的に武装した資本主義に対するプロレタリアートの全武装勢力—即ち赤軍ブラスその国の蜂起—による世界的攻勢の時のために準備しなければならぬ」と書いている。さらに、二一年一月の書簡では「コミンテルンのもとに赤軍の国際的参謀本部の建設」を提案している。

トハチエフスキーはまず、党（コミンテルン）の任務を「全武装勢力」による世界的攻勢」にしている。つまり、軍事力学主義



的に情勢をみて、任務を規定しているのである。

党の任務を決定するにあたって軍事力学主義に陥るのはいきわめて危険である。というのも、任務を決めるには例外なくすべての階級関係・社会的勢力を考慮しなければならないが、この社会的勢力は軍隊のように計算することはできないからである。

一九二一年二月、グルジアにのみ存在したメンシェビキ政府に対し、ボルシェビキが反乱を起したのを機会として、コーカサスの赤軍がグルジアに進撃した（進撃の決定はスターリンとオルシヨニキーゼの責任でなされた）。レーニンはこれを聞いて怒り、グルジアの民族主義を尊重することを要求した。レーニンが怒ったのは、赤軍の行為が被抑圧民族（ロシアの中で）であったグルジア人の民族自決権を踏みにじったからである。この後、レーニンの心配どおり、赤軍はグルジア人の激しい抵抗に苦しむことになる。この例からも明らかのように、いつでもどこでも赤軍の「攻勢」を主張することはできないのである。

さいごに「コミンテルンのもとに赤軍の国際的参謀本部の建設」を検討してみよう。

赤軍が国際プロレタリアートの軍事力であることは、「労農赤軍の組織にかんする布告」でも意識されている。

「それ（赤軍―引用者）は現在ではソビエト権力の砦、近い将来において国際的軍隊を建設するための土台であり、ヨーロッパに近く社会主義革命の支柱として奉仕するものである」

ここにおける「ソビエト権力の砦」と「国際的軍隊」「の土台」、「ヨーロッパに近づく社会主義革命の支柱」ということの間には矛盾はない。ただ、ロシア一国でしかプロレタリアートが勝利していな

いという情勢のもとで、さしあたってロシア政府の正規軍として建設しなければならなかったということだ。

・社ハチエフスキーがコミンテルン赤軍を主張した時、なおプロレタリアートがロシア一国でしか勝利していないという情勢がつづいてきた。したがって、彼の提案は、ロシアの政府正規軍をそのままコミンテルン赤軍として意味付与することを意味した。

彼の提案は空文句でしかなかった。

このことは、文字通りの国際的軍隊を常備軍として建設するためには少なくとも数カ国でのプロレタリアートの勝利を不可欠とすることをしめしている。

- (一) 「赤軍の形成」P一八二 鹿砦社
- (二) 「革命の軍隊」P一三八 三一書房
- (三) 「革命の軍隊」P一三八 三一書房
- (四) 「革命の軍隊」P一三九 三一書房

『火花』第六二号の訂正

P 6 上段 20 行目 日米韓三軍統合軍事演習

日米三軍統合軍事演習

(在日米軍・在韓米軍・自衛隊)

火花 第六三号

発行日 一九八六年十一月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

京都中央郵便局私書箱一七一号

定価 三〇〇円